

## ○神河町スポーツ・文化競技大会出場顕彰要綱

(平成 30 年 8 月 30 日教育委員会要綱第 3 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、スポーツ・文化競技の大会に出場する個人又は団体(以下「大会出場者」という。)に対し、神河町スポーツ・文化競技大会出場顕彰として横断幕及び広報紙により大会出場を町民へ広く周知し、もって神河町のスポーツ振興並びに文化の推進及び発展に寄与することを目的とする。

(対象)

第 2 条 町内に在住、在学若しくは在勤する個人又は団体が、県大会、地方大会等の選考会等において優秀な成績を修め、若しくは標準の記録に達し出場する近畿大会以上の大会又は実績を基に選手等に選抜され出場する近畿大会以上の大会(以下「競技大会等」という。)に出場するときに顕彰する。ただし、町外に住所を有する場合であっても、出身地が町内である場合は対象とすることができる。

2 前項において、顕彰対象は、原則 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日を経過していない個人又はそれらの者のみで構成される団体に限る。

(適用除外)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、顕彰しない。

(1) 民間の一般企業が主催する実業団大会に出場するとき。

(2) スポーツ競技又は文化活動を職業としているとき(プロスポーツ選手、芸術家等)。

(手続等)

第 4 条 顕彰を希望するものは、次の書類を町長へ提出しなければならない。ただし、学校等からの情報提供により競技大会等への出場を町長が把握できた場合は、この限りではない。

(1) 競技大会等の要項又はこれに準ずるもの

(2) 競技大会等に出場することを証明するもの(賞状、記録証、認定証等)

(3) 団体の場合には、団体に所属する選手名簿

2 町長は、前項の提出書類等に基づき、横断幕及び広報紙により顕彰する。

(事務)

第 5 条 顕彰に関する事務は、教育課において処理する。

(補足)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。